



三重県

飲酒運転根絶に関する基本計画(仮称)

(中間案)



三重県

目次

第1	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	現状と課題	1
3	アルコール関連問題の早期発見と治療の必要性	1
4	計画期間	1
第2	基本方針と推進体制	1
1	基本方針	1
2	目標の設定	2
3	推進体制の確立	3
第3	飲酒運転防止のための取組	3
1	飲酒運転防止意識の普及徹底	3
2	広報啓発活動の推進	4
3	事業者による取組	5
第4	教育機関等による教育	6
1	段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	6
2	免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	7
第5	飲酒運転の再発防止のための措置	7
1	飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	7
2	飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	7
第6	飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策	7
1	飲酒運転違反者に対する受診促進	7
2	アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組	7
第7	総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	8
1	県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	9
2	相談体制の確立	9
3	情報提供	9
4	飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日	9
5	表彰	9
6	実施状況の報告と公表	9

第1 はじめに

1 策定の趣旨

この計画は、三重県飲酒運転0をめざす条例（平成25年三重県条例第70号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、行政や関係団体が連携して飲酒運転0をめざす運動を推進するための総合的な取組を定めるものです。

2 現状と課題

三重県では、平成18年をピークに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は減少していましたが、平成24年の飲酒運転違反は618件、飲酒運転事故件数は73件で、減少のペースは鈍化しています。

警察庁の「常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究報告書」（平成21年3月）によると、飲酒運転違反者の57.6パーセントが再犯者であり、また、飲酒運転違反者の32.2パーセント、再犯者の40.2パーセントにアルコール依存症の疑いがあるとされています。

こうした状況をふまえ、条例に基づき、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県民、事業者、行政等が一体となって協力し飲酒運転を根絶するための取組を行う必要があります。

3 アルコール関連問題の早期発見と治療の必要性

アルコール依存症を引き起こすアルコール関連問題の解決のためには、本人が問題の存在を認め、自ら対処することが不可欠です。また、本人はもちろん家庭や職場などの周囲の人もアルコール関連問題について正しく理解するとともに、飲酒行動の変化などからアルコール関連問題を早期に発見し、適切な対応を行うことで問題の解決に取り組む必要があります。

また、アルコール依存症でない場合であっても、アルコールを多量に摂取し、飲酒を続けることによって、肝臓障害、高血圧、糖尿病などの健康問題や、飲酒運転をはじめとする社会的に問題となる行動を引き起こすことがあります。そのため、飲酒運転根絶を図る上でも、早期治療による問題飲酒行動の改善を図るとともに、アルコール依存症である場合には治療が必要です。

4 計画期間

基本計画の期間は、5年とします。

ただし、今回の基本計画は、第9次三重県交通安全計画の期間にあわせて平成27年度までの2年間とします。

なお、計画の内容に関する重要な変化が生じた場合には、その都度必要な見直しを行います。

第2 基本方針と推進体制

1 基本方針

飲酒運転を根絶するための基本方針を次のとおりとします。

(1) 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着

のための教育、啓発活動を推進します。

- (2) 教育機関における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育を推進します。
- (3) 飲酒運転をした者に対し、再発防止のための教育を実施します。
- (4) 飲酒運転は、アルコール依存症や多量飲酒が要因となることも多いため、アルコール依存症等の知識の普及及び飲酒運転との関係についての啓発活動を推進します。また飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症の受診を促します。

2 目標の設定

計画期間においては、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、次に掲げる目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

飲酒運転事故件数	現状値 (平成25年見込)	73件
【設定の考え方】飲酒運転事故が ^{ゼロ} となることをめざして、毎年10件の減少をめざします。	目標値 平成26年	63件以下(年間)
	平成27年	53件以下(年間)
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率 (教科又は特別活動等)	現状値	—
【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の100パーセント実施をめざします。	目標値 平成26年度	小・中・高等学校 100%
	平成27年度	小・中・高等学校 100%
ハンドルキーパー推進店¹等の指定等	現状値 (平成25年度見込)	2,400 店(事業所)
【設定の考え方】全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間1,500店以上の指定等をめざします。	目標値 平成26年度	3,900 店(事業所)以上
	平成27年度	5,400 店(事業所)以上
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	現状値	—
【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ100パーセント実施をめざします。	目標値 平成26年度	100%
	平成27年度	100%

1 ハンドルキーパー推進店(推奨店)とは、やむを得ず、自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動を推奨する店舗です。

3 推進体制の確立

県、警察、関係機関・団体が相互に情報交換等を行い、協力しながら基本方針に則った取組を進めるため、三重県交通対策協議会に飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会（以下「飲酒運転^{ゼロ}部会」という。）を設置するとともに、条例第9条第5項に基づく医療機関を指定します。

(1) 飲酒運転^{ゼロ}部会の設置

ア 飲酒運転^{ゼロ}部会の役割

飲酒運転^{ゼロ}部会は、県が策定実施する飲酒運転根絶に関する基本計画に関し必要な協議と調整を行います。

イ 飲酒運転^{ゼロ}部会の構成及び連携体制

(7) 飲酒運転^{ゼロ}部会は、三重県環境生活部交通安全・消費生活課長を議長とし、県の執行機関、交通関係団体、公共交通機関、指定医療機関、特定事業者²の団体等、この条例の規定に基づく措置、取組等に関する機関・団体に属する委員で構成します。

(4) 飲酒運転^{ゼロ}部会の部会員は、それぞれの立場で県民への広報啓発等を実施し、飲酒運転根絶に取り組むとともに、互いに情報提供、意見交換を行い、連携して飲酒運転^{ゼロ}をめざすための取組を実施します。

(7) 特定事業者の団体においては、それぞれ加盟する各店舗に対して、酒類の提供時における飲酒運転防止のための対策の実施について周知徹底を図るほか、広報啓発活動を推進します。

(2) 指定医療機関

ア 医療機関の指定

知事は、条例第9条第5項に基づく、医療機関指定実施要綱（仮称）により、飲酒運転違反者がアルコール依存症に関する受診ができる医療機関を指定します。

イ 指定医療機関の役割

(7) 質問紙票³を用いて、「問題飲酒」と「アルコール依存症」の選別又は、診断を行い、治療及びプログラムへの参加を促進し、アルコール依存症及びアルコール関連問題に関する対策の推進に努めます。

(4) アルコール依存症患者には、うつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体障害が存在する場合がありますので、指定医療機関は、条例に規定された受診後のアルコール依存症の治療に当たっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関における相互連携に努めます。

第3 飲酒運転防止のための取組

² 特定事業者とは、飲食店営業者及び酒類販売業者のことです。

³ 質問紙票とは、アルコール使用障害特定テストのことです。

1 飲酒運転防止意識の普及徹底

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及に努めます。
- (2) 県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携した飲酒運転の根絶のキャンペーンを推進します。
- (3) 県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。
- (4) 警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた交通指導取締りや周辺者の責任追及を徹底するとともに、県、市町、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動や飲食店営業者等に対する指導及び交通安全教育を推進します。
- (5) 県、警察、市町等は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い取組を支援します。
また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動及びアルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。

(6) 公共交通機関等の利用促進

- ア 関係機関・団体では、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。
- イ 警察では、自動車運転代行業の指導育成を図ることで利用促進に努めます。

2 広報啓発活動の推進

(1) 飲酒運転根絶に係る広報・啓発

飲酒運転がなくならない背景には、飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があることから、飲酒運転は重大な犯罪行為であって「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識を定着・浸透させる必要があります。飲酒運転に対しては厳しい処分等（刑事処分、行政処分）が課せられるだけでなく、民事賠償、職場における処分等によって、運転者本人やその家族等にも大きな影響をあたえます。関係機関・団体とみんなが連携して、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や飲酒運転による交通事故等の実態を踏まえた広報を実施して、「STOP! 飲酒運転inみえ」というスローガンの積極的な展開を図ります。

(2) 飲酒運転0をめざす推進運動の日の設定

毎年12月1日を「飲酒運転0をめざす推進運動の日」とし、関係団体が連携した街頭啓発等のキャンペーン等を実施することにより、県民に対する飲酒運転根絶の気運の醸成を図ります。

(3) 多様な広報媒体を活用した広報啓発活動

県、警察、市町、関係機関・団体等は、県民一人ひとりに対して飲酒運転根絶運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、様々な広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ等による広報啓発を実施しま

す。

また、四季の交通安全県民運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等において一体となったキャンペーンの実施、あらゆる機会を活用した広報啓発の実施など、効果的な広報啓発を実施します。

- (4) 事業所、特定事業所においては、飲酒運転根絶に関連するポスター、チラシ等を掲出するとともに、ハンドルキーパー運動を促進して飲酒運転根絶の気運を促進します。
- (5) 関係機関・団体では、広報誌の活用やホームページ、SNS⁴などを活用して、飲酒運転根絶の広報を展開します。

3 事業者による取組

(1) すべての事業者における取組

ア 業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点検を実施するなど、従業員等が業務上飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。

イ 飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。

ウ 飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動推進事業所への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。

エ 県、警察、市町等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力及び従業員等に対して飲酒運転根絶キャンペーンへの参加を促すとともに、会報誌への掲載による条例の周知に努めます。

(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進

ア 安全運転管理者等の選任事業所の使用者及び管理者等は、飲酒運転に関する知識等の浸透を図り、飲酒運転防止意識の向上に努めます。

イ 従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。

ウ 三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材等を展示するとともにその貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者への関心を高めます。

エ 自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。

(3) 飲食店営業者における取組

ア 飲酒運転根絶に関する呼びかけ、例えばポスター等の啓発物を掲示などして飲酒運転根絶に努めます。

イ 車両を運転する者には酒類を提供しない旨を来店者に見える方法での掲出、来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の紹介、ハンドルキーパー運動の普及、メニュー等への飲酒運転根絶に関する啓発文の掲載等の取組に努めます。

ウ 事業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に

⁴ SNS とは、ソーシャルネットワークサービスのことです。

努めます。

(4) 酒類販売業者における取組

- ア 飲酒運転根絶に関するポスター等の来店者によく見える場所への掲示に努めます。
- イ 車両利用の来店者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。
- ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。

第4 教育機関等による教育

1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

(1) 小学校、中学校、高等学校における教育

小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）における飲酒運転根絶に関する教育については、将来、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識を高めさせることが重要です。交通安全教育の中で、次の飲酒運転根絶に向けた教育を推進します。

ア 学校教育活動全体を通じた指導

学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。

イ 家庭・地域・関係機関との連携

子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。

また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。

(2) 生涯学習としての交通安全教育

ア 三重県交通安全研修センター等の活用

県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施するなかで、あわせて飲酒運転防止の教育を実施します。

イ 段階的、体系的な教育の実施

交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。

(3) 高齢者に対する教育の推進

高齢者の交通安全教育を関係機関・団体と連携して実施するなかで、あわせて飲酒運転事故防止の教育を、交通安全教室、社会活動及び福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転防止思想の普及をはかります。

2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- (1) 公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を中心とした運転者教育に努めます。
- (2) 事業所は、安全運転管理者講習等を通じて、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さに対する交通安全教育を若年者にも十分理解できるように行うよう努めます。
- (3) 交通関係の団体、協会等は、それぞれの加盟する企業等の職員、特に若年者に向けた効果的な運転者教育に努めます。
- (4) 県は、大学、専門学校に飲酒運転防止教育の実施を依頼します。

第5 飲酒運転の再発防止のための措置

1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

- (1) 県は、警察、市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転^{ゼロ}をめざし飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため効果的な広報啓発活動を推進します。
- (2) 県は、「飲酒運転とアルコール関連問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備し、事業者等からの求めに応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか飲酒運転の根絶に必要な情報の提供に努めます。

2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

- (1) 警察は、飲酒運転違反者の危険性を改善させるための効果的な再教育を行うとともに、講習実施機関に対する指導及び監督を行い、また講習指導員に対する研修会を随時開催するなど、指導員の指導能力及び資質の向上を図ります。
- (2) 運転適性相談活動の充実
警察は、運転適性相談における担当職員の資質の向上を図ります。

第6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

1 飲酒運転違反者に対する受診促進

県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、すみやかに受診を促します。受診を促すにあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。

2 アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組

(1) 県の取組

ア アルコール依存症に関する正しい知識やアルコール依存症患者等の早期発見のため、質問紙票の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方に対し適切な対応

方法について啓発に努めます。

また、アルコール関連問題が円滑に解決できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携に努めます。

イ 保健所において、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方に適切な対応方法の周知を図ります。

また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。

(2) 本人・家族の取組

県に設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」での相談を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、家族は、本人が県から受診を促す書面を受け取ったことを知ったときは、必ず、指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口への相談等の措置をとるよう努めます。

(3) 事業者の取組

従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症及び多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症及び多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。

(4) 警察の取組

ア 条例の受診義務対象者や、運転免許の更新、取得時、講習時及び飲酒運転違反者に対して運転免許証を返還する際にアルコール依存症であること等の申告した者には、受診を促しアルコール依存症の早期治療を促進します。

イ 交通安全講習等（取消処分者講習・停止処分者講習等）の場において、質問紙票を活用するなどして、問題飲酒行動のある人の把握に努め、すみやかな相談、受診につなげます。

(5) 医療機関の役割

ア アルコール依存症患者にはうつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体障害が存在する場合がありますので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。

イ 受診の結果、アルコール依存症の疑いのない者でも、多量飲酒習慣がある者、質問紙票の結果で問題飲酒行動が判明した者について、医師は節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけに努めます。

(6) 自助グループの取組

自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。

1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進

県は、関係機関・団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 相談体制の確立

県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、他の機関との連携を図り、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者やその家族等からの相談体制の構築に努めます。

また、相談窓口では、事業者、特定事業者からの相談に応じて講習等の情報提供に努めます。

3 情報提供

県は、飲酒運転防止に必要な情報の提供に努めます。

また、飲酒運転根絶のため、事業者等からの求めに応じ、適宜、飲酒運転事故の状況など必要な情報の提供に努めます。

4 飲酒運転〇をめざす推進運動の日

県は、毎年12月1日の飲酒運転〇をめざす推進運動の日にあわせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。

5 表彰

県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進し、顕著な実績を挙げた団体、事業所、店等を「飲酒運転〇をめざす推進運動の日」に表彰します。

6 実施状況の報告と公表

この基本計画に基づく施策の実施状況について、毎年1回、議会に報告するとともに、県のホームページに公表します。